医療費助成以外の事業

在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業（北海道）

（1）対象となる方

在宅で酸素療法などを行っている方

北海道
ホームページ

（2）助成の内容

酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部

【助成金の額】

1日の使用時間	助成額
12時間未満	月額 1,000円
12時間以上	月額 2,000円

※入院等により在宅での使用を休止した場合は、休止期間分を減額します。

（3）申請手続き

① **必要書類**　ア 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定申請書（新規）
イ 住民票（酸素濃縮器等使用者分）

② **申請場所**　お住まいの区の保健センターに、上記必要書類をそろえて申請します。

（4）その他

① 新規申請の方の助成対象期間は申請書を受理した日（郵送等の場合は、消印等の日）の翌月1日から12月31日まで。引き続き認定を受ける場合は、毎年1～2月末の間に継続認定の申請が必要。

② 助成金の請求については、必ず毎年1月～2月末の間に前年1～12月分の請求手続きを行ってください。自動的に振り込まれるわけではありません。
なお、助成金の請求にあたっては医師の証明が必要です（医療機関によっては文書料が発生する場合があります。）。詳しい請求方法のご案内は、継続申請のご案内と同時に、12月末頃の発送を予定しています。お手元に届かない場合は、保健センターまでお早めにご連絡ください。

その他の難病対策



■ 面接・訪問相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図り、在宅療養や社会参加への支援を行うために、保健師などによる面接相談と訪問相談を行います。

詳しくは各区保健センター等へ

■ 登録者証の発行

特定医療費（指定難病）の診断基準を満たす方（重症度を満たさず却下となった方も含む）のうち、希望者に対し指定難病により患していることを証明する登録者証を発行します。

詳しくは各区保健センター等へ

■ あんま、マッサージの施術費等に対する助成

難病の治療に関連し、医師が必要と認めた場合に、施術（あんま・マッサージ・はり・きゅう）や治療用装具の購入に関する自己負担額（健康保険適用範囲内に限る）を助成します。

指定難病は札幌市、特定疾患は北海道にて行っています。

詳しくは各区保健センター等へ

■ 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅で人工呼吸器を使用している指定難病等の患者で、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を医師が必要を認めた場合、その回数を超えた訪問看護費用を一人年間260回を限度に助成します。他の制度の訪問看護やヘルパー派遣と併用できます。

指定難病は札幌市、特定疾患は北海道にて行っています。

【必要書類】
・在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書
・主治医の訪問看護指示書
・訪問看護計画書（診療報酬分とは別に行う分を含む計画書）

【申請場所】
・お住まいの区の保健センター等

詳しくは各区保健センター等へ

申請書の
様式はこちら ▶